

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		公共物の目的外使用等に関する許可
根拠法令及び条項		<p>新座市公共物管理条例第4条</p> <p>第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 公共物に工作物その他の施設を設置することその他公共物を本来の目的以外に使用すること。</p> <p>(2) 公共物に関し工事をする事。</p> <p>2 市長は、前項の許可（以下「許可」という。）をする場合において、公共物の管理のため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付けることができる。</p>
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
審 査	関係条項	<p>新座市公共物管理条例施行規則第2条第3項</p> <p>第2条 条例第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、新座市公共物使用等許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、当該許可に係る行為が埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第31条第1項の規定により埼玉県指定史跡に指定された水路において行われるときは、前項の規定する申請書に同条例第35条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、許可の可否を決定し、新座市公共物使用等許可・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。</p>
	基 準	<p>基 準 （未設定の場合 はその理由）</p>
準	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （未設定の場合 はその理由）	総日数
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）